

大分類（2）「議会と住民の関係」に関する検討項目に対する協議結果(案)

●議会の情報公開

会派等提出の検討項目	取り組み内容	協議結果
<ul style="list-style-type: none"> <li>政策等の形成過程の市民への説明、議案の事前公表</li> <li>議事録の速やかな公開、委員会資料の公開</li> </ul>	1 ホームページ掲載内容の拡充 ①議事日程（送付・配付時） ②常任・特別委員会記録速報版 ③委員会資料掲載の迅速化	<b>●実施する</b> 事務体制の強化、資料作成局との調整などの課題を踏まえた実施
	2 政策提案等におけるパブリックコメント	○実施の是非、時期、内容などについては、政策等の提案者が判断すべきで、一律の対応はできない ○一定の範囲を決め、実施すべき
<ul style="list-style-type: none"> <li>常任・特別委員会のインターネット中継の実施</li> </ul>	3 常任・特別委員会のインターネット中継	<b>●実施する</b> 費用対効果を踏まえた実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会傍聴</li> </ul>	4 委員会傍聴の実施	○委員会室の狭隘、導線確保、当局出席者数などの課題があるため、当面はインターネット中継の実施を優先する ○委員会傍聴を実施する
<ul style="list-style-type: none"> <li>広聴広報機能の充実</li> <li>議会だよりへの質問者氏名の掲示</li> </ul>	5 議会だよりに質問者氏名や写真掲載	○会派を代表して行う観点から現行どおりとする ○わかりやすさの観点から氏名等を掲載する
	6 本会議のテレビ生中継	費用対効果を考慮し、実施しない。
	7 議会周知用ポスター掲示（公共・交通機関）	<b>●実施する</b> 費用対効果を踏まえた実施
	8 新聞掲載を活用した周知広報	現行掲載の範囲とし、議会周知用ポスター掲示を優先実施する
<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・議員の評価と公表</li> </ul>	9 議会・議員の評価と公表	組織として議会及び公選職である議員を評価することは課題がある

●議会への住民参加

会派等提出の検討項目・内容	取り組み内容	協議結果
<ul style="list-style-type: none"> <li>議会への住民参加</li> <li>市民参加推進の広聴・広報</li> <li>市民の議会活動への参加</li> <li>市民意思の反映と検証</li> </ul>	1 小・中・高校を対象とした議会教材による授業などへの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施する</li> <li>議会教材を作成し、教育委員会等と授業などへの活用を調整する</li> <li>市立学校を対象とした議会情報の発信等により議会の理解を深める</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民意見の聴取・議会活動の報告</li> </ul>	2 市民意見の聴取・議会活動の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施する</li> <li>議会だより、ホームページなどによる議会報告の拡充、アンケート・意見募集による意見等の聴取の実施</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民との対話の場の位置づけで議会報告会を区単位で実施する</li> <li>○適切な議会情報を発信提供し、市民が関心を持つ取組から始める</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>請願者・陳情者に関する意見聴取</li> </ul>	3 請願者・陳情者に関する意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>○審査する常任委員会等が効果・効率的な審査の観点から、実施方法を含め判断する</li> <li>○請願者・陳情者が希望すれば意見を述べられる制度とする</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>休日・夜間議会の開催</li> </ul>	4 休日・夜間議会の開催	実施の意義・効果及び職員体制、実施経費などから、インターネット中継の完全実施を優先する

# 基本的な論点「(3) 議会と執行機関の関係」に関する 他都市の特徴ある取り組みについて

(平成24年7月調査)

## 1 調査都市 (※ゴシック体は今回新たに調査対象とした都市)

### ① 22道府県議会 (基本条例施行順)

三重県、福島県、神奈川県、岩手県、大阪府、大分県、宮城県、北海道、  
長野県、高知県、石川県、鹿児島県、奈良県、京都府、広島県、愛媛県、  
兵庫県、長崎県、群馬県、沖縄県、宮崎県、鳥取県

### ② 7政令市議会 (基本条例施行順)

川崎市、さいたま市、名古屋市、広島市、新潟市、北九州市、神戸市

## 2 調査項目

- ① 首長提出議案の提案説明者
- ② 答弁者による趣旨確認 (反問権)
- ③ 本会議の質問形式 (一問一答、一括質問・答弁)
- ④ 質問日数・質問時間

# 基本的な論点(3)「議会と執行機関の関係」に関する他都市における特徴ある取り組み

※基本的な論点に基づき、各会派から提出された検討項目を整理した。その実施の有無を含め協議する。

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目 (詳細)		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	課題等
大分類	中分類		提案会派等	検討内容			
(3) 議会 と執行機関 の関係	①本会議 の形式	a. 本会議	公明	本会議の会議運営	<b>【議案説明】</b> ・議案上程の本会議終了後に議案説明会開催(神奈川県) ・議案上程の翌日に全員委員会で説明(広島県)  <b>【委員長報告】</b> ・委員長報告及び委員長報告に対する質疑の実施 (岩手県、大分県、宮城県、長野県、高知県、石川県、鹿児島県、奈良県、 愛媛県、沖縄県、宮崎県、川崎市、さいたま市、名古屋市、新潟市、北九州 市) (※質疑の実施例がない都市を含む) ・委員長報告の実施(福島県、広島県)  ・一問一答方式採用による議場改修等にあわせ大型モニターを設置 (三重県、岩手県、川崎市、さいたま市)	・提案理由の説明は簡潔に行っている ・委員会の審査結果は報告書を配付しており、委員長の口頭報告は、予算特別委員会・決算特別委員会を除き行っていない ・一般質問は、予算市会、これに準ずる市会及び初市会を除く定例会において1日間実施している ・議員間の討議は行われていない	・政策提案・提言等の場の確保 ・円滑かつ効率的でわかりやすい議会運営 ・合議制の機関である議会の役割の発揮
	②質疑・ 質問	a. 答弁者による 趣旨確認(反問 権)	みんな	市長等への反問権の付与	・反問権の付与(神奈川県、宮城県、石川県)  ・質問の趣旨確認の導入 (三重県、北海道、高知県、奈良県、広島県、兵庫県、沖縄県、宮崎県、川 崎市、さいたま市、名古屋市、新潟市、北九州市)	・反問権は認めていない ・質問の趣旨確認制度は導入していない	議会審議のあり方 (質疑・質問は、疑義を質し、議員全員が共通認識を持つなどの役割があり、反問権はなじまないのではないか)
			当局	答弁者から質問者に対する質問の趣旨確認の導入			
		b. 一問一答	民主・みんな・当局	自席又は発言席での「一問一答方式」導入	<b>【質問形式】</b> ・一括方式(福島県、宮城県、北海道、高知県、石川県、奈良県、愛媛県) ・分割方式(鹿児島県 ※再質問は一問一答) ・一括と分割の選択(神奈川県、さいたま市) ・一括と一問一答の選択(広島県、沖縄県、川崎市、名古屋市、北九州市) ※1 広島県及び川崎市は、代表は一括 ※2 沖縄県は、再質問は一問一答 ※3 名古屋市及び北九州市は、第1問は一括 ・一括、一問一答、分割の選択(三重県、岩手県、大阪府、大分県、長野県、兵庫県、宮崎県、新潟市)  <b>【質問席】</b> ・演壇 ・対面式演壇 ・自席  <b>【答弁席】</b> ・演壇 ・対面式演壇 ・自席	・一括質問・一括答弁方式 ・発言は2回まで ・演壇に登壇し発言を行う	・一括質問・一括答弁は、傍聴者等にわかりづらい、また質問の展開が限られてしまう ・一問一答方式を導入する場合は、議場の改修が必要 (質問者席、時間表示器設置、自席答弁のマイクシステム、カメラ増設等)

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目 (詳細)		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	課題等
大分類	中分類		提案会派等	検討内容			
(3) 議会と執行機関の関係	② 質疑・質問	c. 質問日数・発言持ち時間	民主	一般質問の日数拡大  発言持ち時間	<p><b>【質疑・質問の年間日数】</b></p> <p>・道府県</p> <p>ア 午前開催 (概ね10時開会) <u>12日~24日(平均17.6日)</u> (三重県、大分県、宮城県、北海道、長野県、高知県、石川県、鹿児島県、広島県、愛媛県、兵庫県、沖縄県、宮崎県)</p> <p>イ 午後開催 (概ね13時開会) <u>14日~18日(平均16.8日)</u> (福島県、神奈川県、岩手県、大阪府、奈良県) ※道府県の議案関連質疑は、質問と併せて実施又は一般質問日に1日実施している ※神奈川県は、平成24年1定より一般質問日のみ午前10時30分開会</p> <p>・指定都市 (午前10時開会) <u>7日~15日(平均10.6日)</u> ※指定都市の議案関連質疑は、川崎市は代表質問と併せて8日、さいたま市は4日、北九州市は予算議会で5日、名古屋市は一般質問と併せて実施、新潟市は実施例なし</p> <p><b>【発言時間】</b></p> <p>ア 1人1回当たり発言時間を規定 (下記イ以外の都市)</p> <p>代表質問 (答弁を含む) : 60分~120分 代表質問 (答弁を含まない) : 30分~60分 一般質問 (答弁を含む) : 30分~70分 一般質問 (答弁を含まない) : 20分~40分</p> <p>イ 所属議員数に応じた発言時間を規定 (神奈川県、大阪府、長野県、愛媛県、宮崎県、川崎市、さいたま市、名古屋市)</p> <p>※神奈川県 &lt;代表&gt; 定例会質問総時間300分を会派割30分と所属議員数による案分で算出 &lt;一般&gt; 1人30分</p> <p>※大阪府 &lt;代表&gt; 会派割50分と所属議員1人1分を乗じた時間 &lt;一般&gt; 1人20分</p> <p>※長野県 &lt;代表&gt; 1会派60分 &lt;一般&gt; 定例会総質問時間を会派割15分と所属議員数による案分で算出</p> <p>※愛媛県 &lt;代表&gt; 1人35分 &lt;一般&gt; 1人30分 (1人年間50分とし会派内の譲り合いは可 だが、1人年2回以内とする)</p> <p>※宮崎県 &lt;代表&gt; 会派割30分と所属議員数による案分により算出 &lt;一般&gt; 1人30分</p> <p>※川崎市 &lt;代表&gt; 年間総質問時間660時間とし1/4を会派割、1/4を所属議員数による案分により算出 &lt;一般&gt; 1人概ね30分</p> <p>※さいたま市 &lt;代表&gt; 1日発言時間330分を所属議員数による案分 &lt;一般&gt; 1人5分 (30分を限度とし会派内の譲り合い可)</p> <p>※名古屋市 会派割15分と所属議員数による案分で算出</p> <p><b>【質疑に関する発言時間】</b></p> <p>・会派割9分と所属議員数による案分で算出、無所属は10分(さいたま市)</p> <p>・代表質疑90分 (答弁含む) (北九州市)</p>	<p>(一般質問) 予算市会、これに準ずる市会及び初市会を除く定例会において1日間実施</p> <p>(予算代表・予算関連質疑) 予算市会及びこれに準ずる市会において1日間実施</p> <p>(議案関連質疑) 議案上程日に1日間実施</p> <p>(討論) 1会派当たりの持時間は、15分以内とする</p> <p>※一般質問・予算関連質疑及び議案関連質疑が午後5時までに終了しない場合は、残りの質問者を翌日の本会議予備日に送ることができる</p> <p>・本会議における発言時間は、本会議1日当たりの会派持時間制により実施</p>	<p>・発言持時間制のあり方 (会派持時間又は個人とするか等)</p> <p>・質疑、一般質問の日数 (発言持時間を見直し、通告状況により実施日数を決定していくなど)</p>
			共産	横浜市の本会議での発言機会 は、1定例会あたり議案関連 質問、一般質問、討論の3回 (予算議会を除く)で、いず れも会派の所属人数を基に単 純比例配分した時間となっ ており、他都市議会に比べ て、発言時間が非常に少な い。市民から選ばれた議員 として、発言の機会がきち んと確保されているとはい えない状況である。			